

**2019年度  
地域循環共生圏構築に関する支援メニュー  
〔一般会計〕**

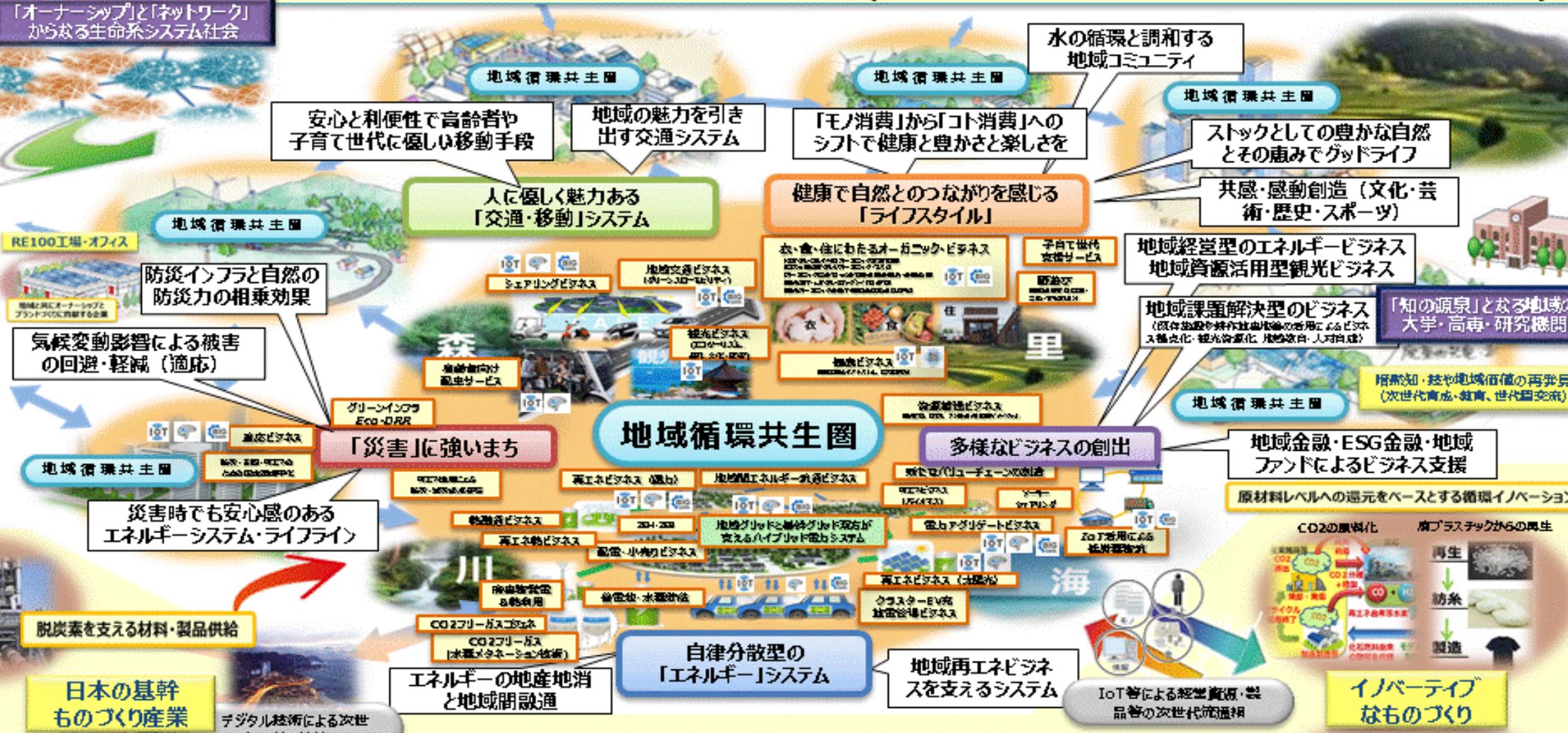
平成31年4月

# 地域循環共生圏（日本発の脱炭素化・SDGs構想）

— サイバー空間とフィジカル空間の融合により、地域から人と自然のポテンシャルを引き出す生命系システム —

「自立分散」 × 「相互連携」 × 「循環・共生」 = 活力あふれる「地域循環共生圏」 ⇒ 「脱炭素化・SDGsの実現、そして世界へ」  
 「オーナーシップ」 「ネットワーク」 「サステナブル」 「人間の安全保障、次世代・女性のエンパワーメントを基盤に」

→ **新たな価値とビジネスで成長を牽引する地域の存立基盤** 人々が健康で生き活きと暮らし幸せを実感することで、地域が自立し誇りを持ちながらも、他の地域とも有機的につながることにより、国土の隅々まで豊かさが行きわたる。



## 「Society 5.0」と人の生産性向上が創る「地域循環共生圏」



# 〔一般会計〕

○ <u>一般廃棄物処理施設の整備</u> .....	P 4
○ <u>浄化槽の整備</u> .....	P 5
○ <u>海岸漂着物等地域対策推進事業</u> .....	P 6
○ <u>国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業</u> .....	P 7
○ <u>国立公園多言語解説等整備事業</u> .....	P 8
○ <u>自然公園等事業等</u> .....	P 9
○ <u>野生動物観光促進事業</u> .....	P10
○ <u>指定管理鳥獣捕獲等事業</u> .....	P11
○ <u>生物多様性保全推進支援事業</u> .....	P12
○ <u>生物多様性保全回復整備事業</u> .....	P13



## イメージ

〈廃棄物焼却施設・老朽化の現状〉  
全国1,103施設のうち  
築20年超：473施設  
築30年超：207施設  
築40年超：56施設



(施設耐用年数：15～20年程度)

老朽化して休止した処理施設

## 背景・目的

- 市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援している。
- 平成当初以降にダイオキシン類対策のため整備した廃棄物処理施設の老朽化に対応するため、新たな更新需要も踏まえ、循環型社会構築に寄与できる一般廃棄物処理施設の整備に取り組む必要がある。
- ごみ焼却施設を中心とする地域の廃棄物エネルギー利用のポテンシャルは高く、余熱等も利用した自立・分散型エネルギー拠点としての役割が期待できるとともに、施設の災害対応能力を強化することで、大規模災害時における地域の災害対応拠点としての役割も期待できる。

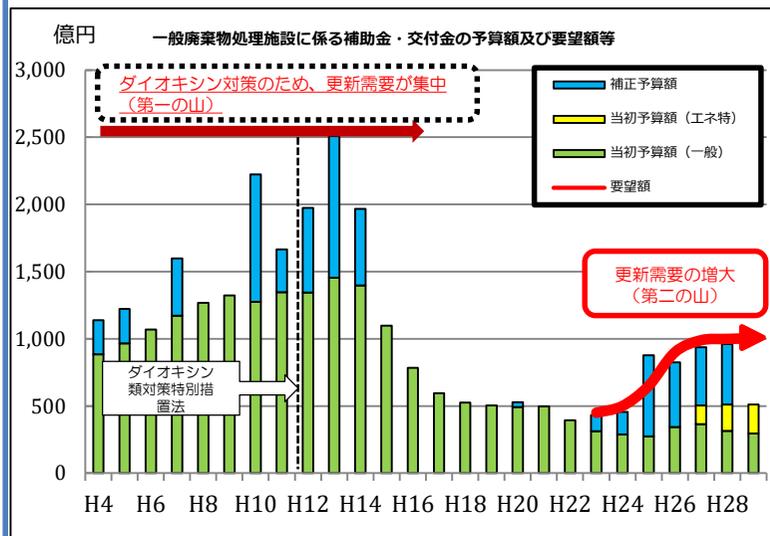
## 事業目的・概要等

## 事業概要

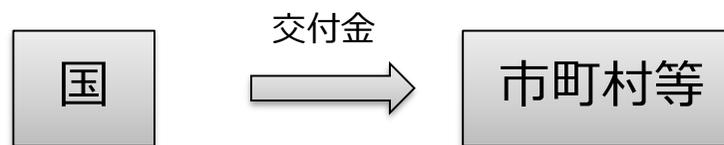
- 市町村等が行う地域の生活基盤を支えるための社会インフラである廃棄物処理施設の整備を支援。
- 更新需要の増大を踏まえ、施設の更新時期の平準化に資する施設の改良による長寿命化の取組を重点的に支援。併せて、高効率エネルギー回収及び災害廃棄物処理体制の強化に資する取組も重点的に支援。
- 廃棄物焼却施設からの余熱利用等による低炭素化に資する取組も支援。

## 期待される効果

- 老朽化した廃棄物処理施設の適切な更新を行う一方、施設の改良による長寿命化を図ることで、地域における安全・安心を確保。
- 地球温暖化対策や災害対策の強化により、地域における自立・分散型エネルギー拠点や災害対応拠点となる処理施設を構築。



## 事業スキーム



### 【交付先】

市町村等（一部事務組合、広域連合、特別区含む）

### 【交付対象施設】

ごみ焼却施設、最終処分場、既存施設の基幹的設備改良事業、等

### 【交付率】

交付対象経費の1/3。ただし、一部の先進的な施設については1/2。



# 浄化槽の整備

## 背景・目的

- 全国に、未だに約1,200万人が汲み取り便槽や単独処理浄化槽等を使用しており、**生活雑排水が未処理の状態。**
  - 浄化槽は①処理性能が高い②設置コストが安い③地震に強い等の特徴があり、今後の役割は増大。新設が禁止されている**単独処理浄化槽（約400万基）の合併槽への転換が最優先課題。**
  - **廃棄物処理施設整備計画における2022年度目標では、①浄化槽整備区域の普及として区域内の浄化槽人口普及率を70%、②単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進として、区域内の合併処理浄化槽の基数割合を76%、③省エネ型浄化槽の導入によるCO2排出削減量として12万トンCO2としている。**
- ⇒市町村の浄化槽の整備を推進し、地域の水環境を保全し、自立・分散型の地域社会の構築を目指す。
- ⇒単独処理浄化槽の**宅内配管工事を含めた合併処理浄化槽への転換促進**や、**浄化槽台帳を活用した維持管理の生産性向上**を図る。
- ⇒省エネ化が遅れている**中・大型浄化槽の低炭素化**を強力に推進し、同時に既存施設の長寿命化を図る。

## 事業概要

### <循環型社会形成推進交付金>（交付率1/3）

- 浄化槽設置整備事業（個人設置型：（通常事業1/3））
  - ・ 単独転換に伴う宅内配管工事費の助成（掛かり増し分:上限30万円）
- 浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型：（通常事業（1/3）））
  - ・ 単独転換に伴う宅内配管工事費の助成（掛かり増し分:上限30万円）
  - ・ 浄化槽整備区域の共同浄化槽の設置及び管渠への助成（1/3,1/2）
  - ・ 公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業の補助要件の緩和及び拡大（1/3,1/2）

※環境配慮の性能要件見直し（1/2：個人・市町村設置型）

### <二酸化炭素排出抑制事業費等補助金>

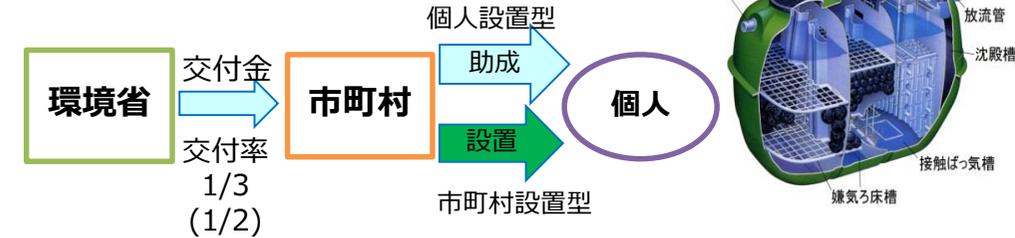
- 省エネ型浄化槽システム導入推進事業（1/2）（間接補助）

## 期待される効果

- 汚水処理未普及が解消され、地域の水環境保全が図られるとともに、地域での**快適な暮らしが確保され、地方創生に大きく寄与**
- 浄化槽を活かした災害に強いまちづくりを推進し**国土強靱化に貢献**
- 浄化槽の省エネ化を推進し、浄化槽システムの**低炭素化を実現**

## 事業スキーム

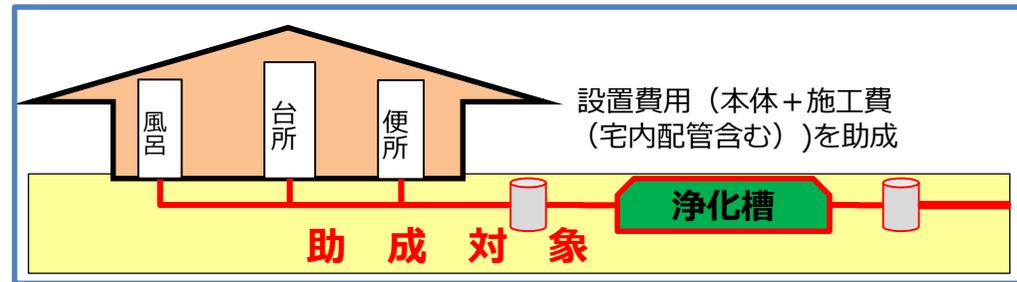
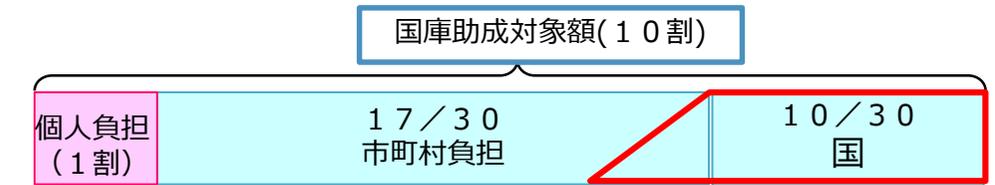
### <循環型社会形成推進交付金>



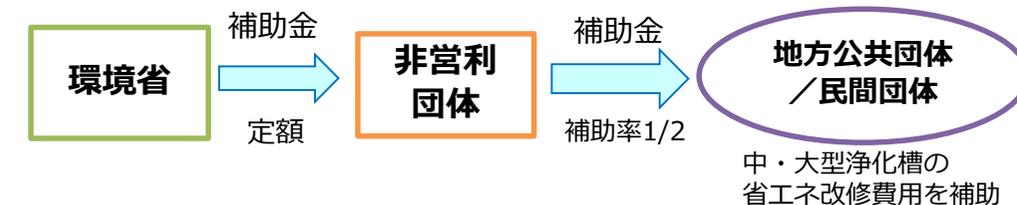
### ● 浄化槽設置整備事業（個人設置型）



### ● 浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）



### <二酸化炭素排出抑制事業費等補助金>





# 海岸漂着物等地域対策推進事業

水・大気環境局  
水環境課海洋環境室

## 事業目的・概要等

## 事業概要

## 背景・目的

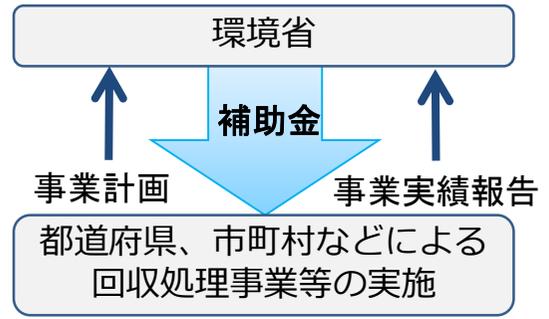
日本の海岸には毎年、多くのごみが漂着している。海洋ごみは、国内外を問わず様々な地域由来のものが混在しており、自ら発生抑制対策を行ったとしても問題解決につながらない状況にあることから、国が補助金による支援を実施し海洋ごみ対策を進める必要がある。

海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施する。補助率は、地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において嵩上げを実施する。

- (補助率)
- 地域計画策定事業（都道府県のみ）・・・補助率 1/2、定額※（※流域圏を含む地域計画を策定する場合は10百万円を上限とする補助。2023年度までの時限措置。）
  - 回収・処理事業、発生抑制対策事業・・・補助率 9/10～7/10
- さらに、自治体負担分の8割が特別交付税で措置

## 事業スキーム

都道府県に対して補助金を一括交付する。市町村事業への補助は都道府県を通じた間接補助事業となる。



## 期待される効果

全国における海洋ごみ対策の推進により、海洋環境の保全を図るとともに、将来にわたって海洋の優れた景観を維持・保全することにより、地域社会や漁業・観光等の地域の基幹産業の振興に欠かせない美しく豊かな海の実現に努める。

## イメージ

### 漂流・漂着ごみの及ぼす様々な影響

- 海洋環境
- 沿岸居住環境
- 船舶航行
- 観光・漁業



### 海洋ごみの回収処理事業等の推進



重機やボランティアによる海洋ごみの回収処理事業活動

**全国の漂流・漂着・海底ごみ対策の推進により、海洋環境の保全等を図る。**



# 国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業

## 【背景】

国立公園の利用拠点では、インバウンド対応や個人旅行など需要の変化への対応が遅れ、廃屋化した建物が自然の魅力を著しく妨げている状況が課題となっている。また国立公園は、圧倒的な自然環境と地域独自の文化資産が相まって形成されていることが外国人旅行者にとっても魅力的であるが、旅行者が体感できていない。

## 【事業内容】（直轄・補助）

### ①利用拠点計画策定

地域協議会等において利用拠点計画を作成し、計画に記載された事業を各主体が同時一体的に実施。  
（事業運営、地域経営能力を有する人材の知見を入れながら利用拠点計画を策定）

### ②-1廃屋の撤去

跡地における新たな民間事業者の導入を前提に、支障となっている廃屋等の撤去を進める。

### ②-2インバウンド機能向上

外国人利用者が立ち寄る利用拠点施設において、Wi-Fi、多言語サイン、トイレ洋式化を実施。

### ②-3文化的魅力の活用

公共施設、民間店舗等に、外国人にも魅力的な地域の文化資産への興味、誘導を意識したデザインを付加するなど、地域文化が体感できるまちなみに改善。



## 【効果】

外国人旅行者の満足度向上、滞在時間の増加、リピーターの確保  
国立公園の文化的な魅力、奥深さの外国人理解の促進



## 【補助事業実施スキーム】

環境省 → 中間執行団体（非営利法人） → 地方公共団体・民間事業者（①は地方公共団体のみ）  
（補助率：定額） （補助率：1 / 2）



# 国立公園多言語解説等整備事業

## 【背景】

国立公園内の案内板やビジターセンター等の展示物については主に日本語での解説となっており、外国人旅行者に国立公園の自然などの魅力が十分伝わらない。

## 【事業内容】（直轄・補助）

34国立公園における環境省・地方公共団体所有の案内板やビジターセンター等の展示物について、ICTなども活用し、外国人目線で分かりやすく魅力的な解説文を、英語・韓国語・中国語等の多言語にて整備することをさらに促進。

- ・多言語解説文付きの案内板の新設
- ・既存の案内板への多言語解説文の追加、Uni-voiceやQRコード等の貼付
- ・ビジターセンター等の展示物への多言語解説文の追加
- ・ビジターセンターの電子看板で案内する表示内容の追加

※満喫プロジェクトの先行8公園については、公園内で面的な整備を加速させるために重点的に実施。

## 【効果】

魅力的な多言語解説文が各国立公園で整備されることにより、訪日外国人の国立公園での体験満足度の向上、滞在期間の長時間化等に資する。

## 【補助事業実施スキーム】

環境省 → 中間執行団体（非営利法人） → 地方公共団体  
（補助率：定額） （補助率：2 / 3）



日本語・英語による解説案内板



Uni-voiceコードの貼付



ビジターセンターの展示物



# 自然公園等事業等

## 背景・目的

国立公園等において自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るとともに、国立公園等の保護上及び利用上重要な事業並びに国民公園等の施設の整備・維持管理とともに、「明日の日本を支える観光ビジョン構想（平成28年3月）」を踏まえ、全国の国立公園等において、外客受入環境整備を早急に進める。

## 事業概要

国立公園、国民公園等における施設整備や長寿命化、国立・国定公園等において地方公共団体が行う施設整備や長寿命化等の支援及び、国が整備した施設や園地等の維持管理を行う。

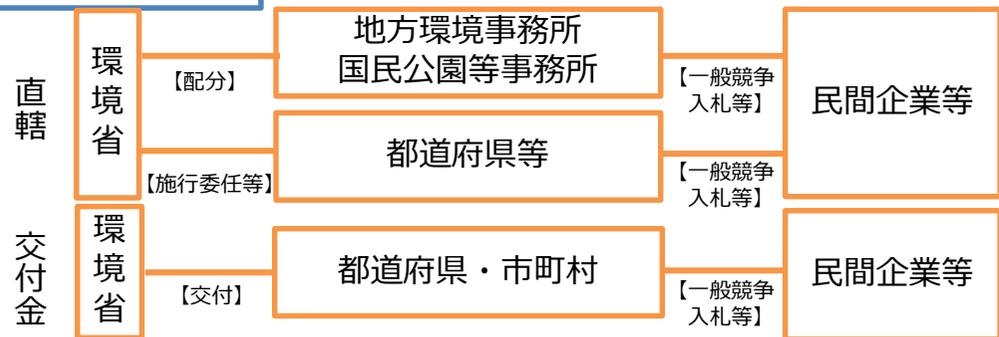
### 【自然公園等事業費】

- ・国立公園等整備費
- ・自然環境整備交付金
- ・自然公園等事業調査費
- ・国立公園等維持管理費
- ・営繕宿舍費

### 【国立公園等施設利用環境整備事業】

- ・施設整備費
- ・環境保全施設整備交付金
- ・環境保全調査費

## 事業スキーム



負担割合 国立公園整備事業、環境保全施設整備事業 総事業費の2分の1  
国定公園等整備事業 総事業費の100分の45

## 期待される効果

自然公園等事業等により、国立公園等における優れた自然風景地等の保護と利用を図るとともに、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供に寄与する。

## 事業目的・概要等

## イメージ



【十和田八幡平国立公園】  
園地整備



【西表石垣国立公園】  
自然再生事業



【鳥海国定公園】  
木道整備



【国指定浜甲子園鳥獣保護区】  
保全事業



【博物展示施設等】  
長寿命化対策



【国立・国定公園等】  
多言語標識の整備

# 野生動物観光促進事業

## 【背景】

野生動物観光は外国人観光客にとって魅力的なコンテンツであり、国際観光の成長分野の一つである。日本は魅力的な野生動物観光資源が存在する一方で、インバウンド対応のツアーが不十分であり、世界水準である持続可能な形となっていない。

## 【事業内容】

- ①インバウンド促進に向けたファムトリップやプロモーションの実施
- ②野生動物への配慮等を満たした世界水準の野生動物観光を実現するためのツアーコンテンツ作りの支援
  - ・訪日外国人に人気の高い、保全活動自体をツアーに組み込んだ付加価値の高いツアーコンテンツ作り
  - ・訪日外国人が問題視する可能性のあるツアーコンテンツの問題点の洗い出しとその改善の支援
  - ・訪日外国人の受入れ体制の拡充

## 【効果】

- ①インバウンド促進に向け即効性のある事業により、知名度を上昇させ、訪日外国人観光客数を増加させる。
- ②野生動物観光のコンテンツを世界水準に引き上げ、訪日外国人観光客数の増加や滞在時間の増加を図る。

## 【補助事業実施スキーム】





# 指定管理鳥獣捕獲等事業

自然環境局  
野生生物課鳥獣保護管理室

## 背景・目的

- ニホンジカ及びイノシシによる自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化。
- 環境省と農林水産省は、2013年にニホンジカ・イノシシの個体数を10年後の2023年度までに半減させる「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を公表。捕獲数の大幅な拡大を図るため、鳥獣法の改正により創設した指定管理鳥獣捕獲等事業を交付金により支援。
- 今後、ニホンジカは半減目標の達成に向けて、なお一層の捕獲を行う必要があるほか、高密度地域が広範囲に及んでおり、更なる捕獲の強化が必要であることから、従来の都道府県毎の捕獲等の取組に加えて、複数の都道府県が参加する協議会を設置し、都道府県域を越えた広域的な調査や捕獲等を進め半減目標達成のための取組を促進する。

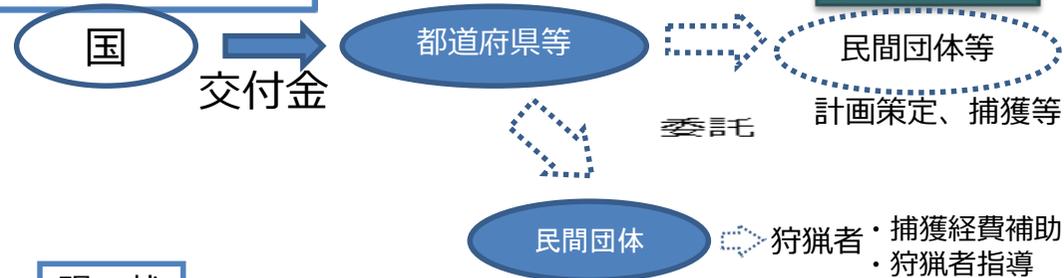
## 事業目的・概要等

## 事業概要



- 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき都道府県及び都道府県等が連携した協議会が実施する捕獲等を交付金により支援
- 対象鳥獣：指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）
- 事業実施主体：○ 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県(①～⑤)
  - 複数の都道府県が参加して設置する協議会(①、③、④)
  - シカ又はイノシシの食肉利用等を行う処理加工施設がある都道府県(⑥)

## 事業スキーム



## イメージ

## 現状

- 指定管理鳥獣捕獲等事業は、市町村による捕獲が難しい奥山、鳥獣保護区、高標高地等の低密度地域における捕獲が中心のため、都道府県の捕獲目標は低く、また、捕獲数は低調。
- 従来の都道府県別の目標に基づく取組では、平成35年度の生息数半減目標の達成に不十分であり、今後の数年間で大量の捕獲が必要。
- また、多くの都道府県では、捕獲の担い手である認定鳥獣捕獲等事業者の質の向上を図ることが課題。

## 新たな課題

- ① 捕獲経験の少ない低密度地域における捕獲手法の確立。
- ② 急速に高密度地域が拡大しているニホンジカについて、集中的かつ広域的な個体群の管理を担う都道府県による市町村と連携した管理の強化が必要。
- ③ 都道府県境を超えた広域連携による捕獲体制の整備・確立。
- ④ 公的な捕獲事業を担う認定鳥獣捕獲等事業者の更なる確保・育成や捕獲技能の向上とともに、認定鳥獣捕獲等事業者相互間による技術の伝授や研鑽を進めることが必要。

## 期待される効果

都道府県関係部局間や市町村等との連携強化及び広域連携による指定管理鳥獣の捕獲強化の推進により、ニホンジカ、イノシシの生息頭数の半減に向けた捕獲の加速化を推進。

### 交付対象事業

### 交付割合

交付対象事業	交付割合
① 実施計画策定等事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 事業費5,000千円を上限とする定額補助（都道府県）</li> <li>➢ 事業費10,000千円を上限とする定額補助（協議会） ※ただし、いずれも定額を超える事業費分は1/2以内</li> </ul>
② 指定管理鳥獣捕獲等事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 事業費の1/2以内（ただし、指定管理鳥獣に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がある県は、解除されるまでの間、事業費の2/3以内）</li> </ul>
③ 効果的捕獲促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 事業費10,000千円を上限とする定額補助</li> </ul>
④ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 事業費2,000千円を上限とする定額補助（ただし、定額を超える事業費分は1/2以内）</li> </ul>
⑤ ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 事業費2,000千円を上限とする定額補助（ただし、定額を超える事業費分は1/2以内）</li> </ul>
⑥ ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 1頭当たり9千円を上限とする定額補助（シカ・イノシシ各2頭目から支払い）</li> <li>➢ 1処理加工施設当たり2,000千円を上限とする定額補助</li> </ul>



## 背景

地域の多様な主体による自発的な活動が展開されることにより、国土全体の生物多様性を保全 / 種の保存法改正による特定第二種国内希少野生動物種制度、認定希少種保全動物園等制度の創設等に伴う活動強化

### 1. 地域における生物多様性の保全再生に資する活動

下記①～⑤のいずれかに該当する活動であって、地域における生物多様性の保全再生に資する活動を支援する

#### ①外来生物対策

#### ②重要地域の保全・再生

#### ③広域連携生態系ネットワーク構築

#### ④国内希少野生動物種等対策(H29までに採択された事業のみ)

#### ⑤地域・民間の連携促進活動への支援



### 2. 動物園等による生息域外保全

動物園・植物園・水族館等が主体となって実施する、種の保存法に基づく国内希少野生動物種の飼育・繁殖の取組を支援する



### 3. 国内希少種の保全活動

地域・民間等が主体となって実施する、種の保存法に基づく国内希少野生動物種の保全活動を支援する



ヒアリ等新たに直面する課題を踏まえ、特定外来生物については、地域の実情に応じた早期防除が重要

### 【新規】4. 地域における特定外来生物の早期防除計画策定の支援

地域に未侵入や侵入初期の種を対象に、早期発見・防除の効果を高めるため、地域計画の策定を支援する

- ・関係者との連携による、侵入監視や初動対応の体制構築
- ・効率的・効果的な防除方法の把握
- ・必要な資材等の準備



- 事前に整理・共有し、早期防除の基盤形成
- 計画的に対処することにより、将来コストの低減に寄与

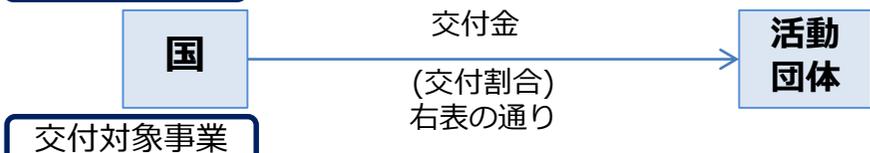
### 【拡充】早期防除事業の加速

- ・社会的影響の大きい種
- ・地域固有の課題を有する種
- 局所根絶することにより、地域はもとより我が国の将来コストの低減に寄与



### 事業スキーム

### 事業内容



地域における生物多様性の保全・再生に資する先進的・効果的活動

#### 1. 生物多様性保全推進支援事業

#### ①特定外来生物防除対策(拡充)

#### ②重要生物多様性保護地域保全再生

#### ③広域連携生態系ネットワーク構築

#### ④地域民間連携促進活動

#### 2. 国内希少野生動物種生息域外保全

#### 3. 国内希少野生動物種保全対策事業

#### 4. 特定外来生物早期防除計画策定支援事業

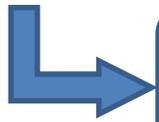
	交付対象者	交付割合
1	①地方公共団体、地域生物多様性協議会 ②、③地域生物多様性協議会 (地方公共団体、地域住民、土地所有者、NPO法人等で構成) ④地域連携保全活動支援センター、地方公共団体	1 / 2 以内
2	動物園・植物園・水族館等	定額補助(1種につき上限2,000千円)
3	地方公共団体・NPO法人・民間企業等(NPO法人・民間企業等は、市町村等が事前確認)	定額補助(分布状況調査及び保全計画検討: 上限2,500千円、生息環境改善等: 上限1,500千円)
4	地方公共団体、地域生物多様性協議会	定額補助(1件につき上限2,500千円)



## 背景

### 生物多様性基本法

- ・国は、地域固有の生物の多様性の保全を図るため、国の自然環境を代表する自然的特性を有する地域の保全等、必要な措置を講ずるものとする。
- ・国は、生物多様性の保全上重要と認められる地域について、地域間の生物の移動その他の有機的なつながりを確保しつつ、それらの地域を一体的に保全するために必要な措置を講ずるものとする。



生物多様性の保全・回復を図るためには、生物多様性の保全上重要な地域と生態学的に密接な関連を有する地域における保全・回復を促すことが必要。

## 対象事業

- (1) 交付対象: 都道府県
- (2) 対象地域: 生物多様性保全上重要と認められる地域と生態学的に密接な関連を有する地域で、条例等に基づき指定された保護地域その他重要な自然環境を有する地域として選定された里地里山、湿地等
- (3) 事業内容: 生態系の保全・回復を図るための植栽、水路の整備、その他生物の生息空間の整備
- (4) 要件:
  - ① 全国的な観点から波及効果が期待される先進的かつ効果的な取組であること
  - ② 既存の国の支援事業の対象とされていない内容であること
  - ③ 学識経験者、関係行政機関、関係住民等からなる協議会を組織するなど、関係者間の連絡調整を行うとともに、科学的知見に基づき生態系の保全・回復の状況を監視し、順応的な方法により事業を実施する体制が確保されていること
  - ④ 事業終了後の一定期間についても、当該地域の自然環境の特性に応じたモニタリングとその公表が行える体制が確保されていること。

(5) 交付金: 国費1/2以内

地域の生物・生態系の有機的なつながりの確保による一体的な生物多様性の保全・回復の促進



生物多様性保全回復整備事業  
(生物の生息空間の創出)